

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

令和3年11月22日 午前 8時56分 開 議

---

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	来栖丈治
委員	鈴木良道
委員	佐藤文雄
委員	加固豊治
委員	櫻井繁行

---

欠席委員

なし

---

委員外議員

議長	岡崎勉
副議長	田谷文子

---

出席説明者

市長	坪井透
市長公室長	木村俊夫
総務部長	大久保昌明

---

出席書記名

議会事務局長	大久保勉
議会事務局補佐	石毛一朗
議会事務局係長	澤田幸一

---

## 議 事 日 程

令和3年11月22日（月曜日）午前 8時56分 開 議

1. 開 会
2. 市長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 事 件
  - (1) 令和3年第4回定例会の運営について
    - ・ 提出予定案件の概要について
    - ・ 要望書の取り扱いについて
  - (2) その他
5. 諮問に対する答申（案）について
6. そ の 他
7. 閉 会

---

開 議 午前 8時56分

### ○川村成二委員長

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

### ○市長（坪井 透君）

改めまして、おはようございます。

本日は、第4回定例会招集告示日の市議会運営委員会、大変ご苦勞さまでございます。

まず初めに、新型コロナウイルスですが、緊急事態宣言の解除後、全国的に見ましても感染状況が落ち着いている状況でありまして、本市におきましても同様でございます。

このような状況の中、コロナ禍と向き合いながらも社会経済活動を再開し、徐々にではありますが、日常生活を取り戻していくことが肝要であると考えております。

一方で、新規感染者数が減少しているとはいえ、これから本格的な冬を迎えるに当たり、第6波を懸念する専門家のご指摘もございます。

市といたしましても、気を緩めることなく、引き続き、茨城県や関係機関と連携し、必要な対策を講じてまいりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、第4回定例会に提出予定の議案につきまして説明をさせていただきます。

今定例会に提出を予定しております議案につきましては、全部で22件でございます。

内訳といたしましては、報告案件が2件、承認案件が1件、条例に関する議案が7件、予算に関する議案が4件、契約の締結に関する議案が1件、指定管理者の指定に関する議案が1件、その他の議案が6件でございます。

なお、概要につきましては担当部長から説明させますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、岡崎議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（岡崎 勉君）

おはようございます。

開会に当たり、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、何かとお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

本日は、10月18日に貴委員会に諮問させていただきました令和3年第4回定例会の運営につきまして、引き続き、ご審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、11月18日付け、市長から令和4年かすみがうら市議会定例会の招集予定期日に関する通知がございましたので、その写しをタブレット端末に掲載させていただいております。

市長から通知がありました招集予定期日を基に、令和4年かすみがうら市議会定例会の日程案をそれぞれ作成し、後日、ご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名します。議会事務局 澤田係長を指名いたします。

本日の日程は、会議次第のとおりであります。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

---

○川村成二委員長

本日の事件は、（1）令和3年第4回定例会の運営についてであります。

初めに、提出予定案件の概要についてを議題といたします。

説明を求めます。

○総務部長（大久保昌明君）

令和3年第4回定例会の提出予定案件について説明させていただきます。

最初に、本定例会への提出予定案件につきましては、11月2日の議会運営委員会時に対しまして変更がありますので、説明をさせていただきます。

11月2日の議会運営委員会の際に、第4回定例会提出予定案件を24件として提出させていただきましたが、その後、変更がございました。

まず、例年上程しております人事院勧告に伴う給与等の条例改正議案3件を準備しておりましたが、本年は国家公務員給与法等の改正が11月中に行われぬ見通しとなったことを受けまして、見送りとさせていただきます。

次に、報告案件1件が追加となっております。その結果、今回の提出案件は合計で22件となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案概要書により要旨を説明させていただき、詳細につきましては、全員協議会におきまして担当部課長から説明させていただきます。よろしくお願い致します。

概要書の目次をご覧いただきたいと思っております。

今回の提出案件は22件となります。その中で、予算に関する議案につきましては、後ほど市長公室長のほうから説明を行い、私のほうから予算以外の案について説明をさせていただきます。

議案概要書1ページになります。

報告案件として、報告第 8 号 専決処分事項の報告につきましては、公用車の事故の損害賠償額及び和解に係る内容となります。

令和 3 年 6 月 7 日に土浦市内において発生しました、公用車と相手との交通事故に係る示談の締結について、地方自治法の規定により議会への報告をするものでございます。

議案概要書 2 ページに移ります。

報告第 9 号 専決処分事項の報告につきましては、市内の道路側溝蓋、いわゆるグレーチングの盗難被害について、相手方から被害弁償の申し出を受け、市が指定する規格の道路側溝蓋の弁償を受けることで和解する旨の専決処分を令和 3 年 11 月 17 日に行いましたので、地方自治法の規定により議会へ報告するものです。

議案概要書 5 ページになります。

議案第 55 号につきましては、かすみがうら市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

具体的には、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に資するため、年次休暇につきまして、これまで 1 つの年で付与していた年次休暇を、1 つの年度ごとに付与するよう改正するものとなります。

施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日となります。

議案概要書 6 ページ、議案第 56 号につきましては、かすみがうら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

具体的には、主に消防業務が該当すると思われませんが、新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するために緊急な作業を行った職員に、特殊勤務手当を支給するように手当を新設するものです。

施行年月日は、令和 4 年 1 月 1 日となります。

続いて議案概要書 7 ページです。

議案第 57 号につきましては、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

具体的には、働く婦人の家の一部改修により、多目的室が整備され、貸室とすることに伴い、使用料を設定するものとなります。

施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日となります。

議案概要書 8 ページです。

議案第 58 号につきましては、かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

内容としましては、国の示す基準の一部改正に伴う所要の整備となります。

主なものとしまして、家庭的保育事業等に対する満 3 歳卒園児童の受皿として、連携施設の確保が一定の要件により免除になる等の規定が追加されます。

施行年月日は、公布の日からとなります。

議案概要書 11 ページになります。

議案第 59 号につきましては、かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を行うものであります。

内容としまして、議案第 58 号と同様に、国の基準の一部改正に伴う所要の整備となります。

議案第 58 号が卒園児を出す側の施設であるのに対し、この議案第 59 号は保育所等の受け入れる側の施設として、関係例規の整合性を図ることとなります。

施行年月日は、公布の日からとなります。

議案概要書 12 ページです。

議案第 60 号につきましては、かすみがうら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定を行うものです。

具体的には、健康保険法施行令等の一部改正による出産育児一時金の支給見直しに伴いまして、条例の一部を改正するものとなります。

施行年月日は、令和 4 年 1 月 1 日となります。

議案概要書 13 ページです。

議案第 61 号につきましては、かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を行うものです。

具体的には、都市計画法の開発許可見直しに係る改正に伴いまして、災害リスクの高いエリアの開発を抑制するよう改正するものとなります。

施行年月日は、令和 4 年 4 月 1 日となります。

ページ飛びまして、議案概要書 25 ページです。

議案第 66 号につきましては、契約に関する案件となります。(仮称) 千代田中学校区義務教育学校整備工事建築工事変更請負契約の締結につきましては、現在行われている工事において複数の追加工事が生じたことから、契約金額を変更するに当たり、議会の議決を求めるものです。

なお、工期に変更はございません。

議案概要書 27 ページです。

議案第 67 号につきましては、指定管理者の指定に関する議案となります。かすみがうら市交流センター等の指定管理者の指定につきましては、令和 4 年 3 月 31 日で指定管理期間が満了となります。指定管理制度を継続するに当たり、さきに関係法令に沿った手続きにより選定された候補者につきまして、議会の議決を求めるものでございます。

なお、候補者は現在指定管理者となっております株式会社かすみがうら未来づくりカンパニー。指定期間は令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間となります。

議案概要書 28 ページです。

議案第 68 号につきましては、その他の案件となります。公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、土浦市の市道 I 級 42 号線の整備に伴いまして、かすみがうら市の区域に道路を設置するに当たりまして、議会の議決を求めるものでございます。

関係書類としまして、議案概要書 29 ページ、それから 30 ページ、31 ページに図面がございます。

なお、概算事業費は 5 億 5930 万円。スケジュールは、令和 4 年度で用地買収と物件補償、令和 5 年度から令和 7 年度で工事となっております。

議案概要書 33 ページです。

議案第 69 号につきましては、市道路線の認定に係る内容で、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

道路の位置につきましては、議案概要書 34 ページの位置図をご確認願います。

現在、石岡市と本市が一体的に進めております(仮称) 石岡・かすみがうら広域幹線道路の新治地内につきまして、路線名を市道 6-0015 号線、延長 600 メートルを市道認定するものでございます。

議案概要書 35 ページです。

議案第 70 号につきましては、議案第 69 号の道路の延長でございまして、石岡地内を通過して、本

市の地名となります下稲吉地内の道路路線となります。

道路の位置につきましては、議案概要書 36 ページの位置図をご確認願います。

路線名は市道 6-0016 号線。延長 260 メートルを認定するものでございます。

議案概要書 37 ページです。

議案第 71 号につきましては、同じく市道の認定でありまして、稲吉 4 丁目地内の開発行為により造成された路線を認定するものです。

道路の位置につきましては、議案概要書 38 ページの位置図をご確認いただけます。

路線名は市道 8-2931 号線。延長 43.82 メートルを認定するものです。

続きまして、議案概要書 39 ページです。

議案第 72 号につきましては、市道路線の廃止で、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

位置につきましては、議案概要書 40 ページの位置図をご覧いただきたいと思いますが、当該道路が男神地内で、現状、株式会社ポテトかいつかの敷地内を通過する道路につきまして、その道路敷地と事業敷地を一体的に利用したいという要望により、払下げを行うものでございます。

路線名は、市道 6040 号線。延長が 63.18 メートルとなります。

最後に、議案概要書 41 ページです。

議案第 73 号につきましては、市道路線の変更に係る議案でございます。

道路の位置につきましては、議案概要書 42 ページの位置図をご覧いただきたいと思いますが、具体的には、旧佐賀小学校へ通じる市道が学校敷地まで入り込んだ状態であるため、今回、現場の現状に合わせて整備を行い、その結果、道路の一部を廃止することとなったものでございます。

対象路線は、指導 5146 号線。延長 937.12 メートルが、変更後に 851.72 メートルとなるものでございます。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午前 9時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時13分]

○市長公室長（木村俊夫君）

それでは、予算に関する案件につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

承認第 8 号 専決処分事項の承認を求めることにつきまして、一般会計補正予算（第 7 号）でございます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種 3 回目の体制の確保をするとともに、これまで緊急事態宣言やまん延防止等重点措置によりまして、経済活動に影響を受けた事業者への支援を行うこと、さらには不妊治療費の不足によりまして不妊治療費の補正、こういったものを行わせていただく内容となっております。

専決処分額につきましては 1 億 8498 万 3000 円。専決処分日につきましては令和 3 年 10 月 26 日となっております。

詳細につきましては、議案概要書 4 ページに記載をしております。

続きまして、議案概要書 15 ページです。

議案第 62 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 3 億 2137 万 8000 円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を 206 億 2779 万 5000 円とするもので、

併せまして交流センター等の指定管理料に係る債務負担行為の補正を行うものでございます。

詳細な内容につきましては、議案概要書18ページから20ページに記載をしておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

続きまして、議案第63号 令和3年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ513万4000円を追加しまして、歳入歳出予算総額を40億5313万4000円とするものでございます。

続きまして、議案第64号 令和3年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ84万7000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額9億404万7000円とするものでございます。

次に、議案第65号 令和3年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ108万9000円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額39億875万1000円とするものでございます。

詳細につきましては、全員協議会においてご説明させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、何かございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

人事院勧告の問題は、国会が先送りになったということもあると思うんだけど、その人事院勧告というのは、また議案として、国会が終わったら出るんですかね。

○総務部長（大久保昌明君）

今の時点ではっきり分らないですけども、多分、次年度になるのかなと思うんですが、それが出た時点で、それに準じるような形で改正条例を出すようなことになるかと思います。

○佐藤文雄委員

次年度ということは、来年ということになるのかな。

○総務部長（大久保昌明君）

今時点では、来年度になるのかなというふうに考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それではないようですので、これで、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時17分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時18分]

次に、要望書の取り扱いについてを議題といたします。

令和3年第3回定例会以降、本日までに要望書を1件受け付けております。

それでは、要望書をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前 9時18分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前 9時20分]

お諮りいたします。

本日までに議長が受理しました「母が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」につきましては、先例のとおり、その写しを議場に配布することによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

次に、諮問に対する答申（案）についてを議題といたします。

答申（案）のデータをタブレット端末にお送りいたします。

それでは、答申（案）をお目通し願います。

ここで、暫時休憩いたします。〔午前 9時20分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午前 9時24分〕

それでは、答申（案）につきまして、ご意見またはお気づきの点がありましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ないようですので、それではお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、本委員会終了後に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、異議もないようですので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前 9時25分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長      川 村 成 二